

審査請求に対する裁決に関する件

令和2年（2020年）2月18日提出

札幌市長 秋元克広

平成31年2月12日付けで、札幌市教育委員会（以下「処分庁」という。）は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第7条第1項前段の規定による罰金刑を受けたことにより懲戒免職処分を受けて退職をした者（以下「審査請求人」という。）に対し、札幌市立学校教育職員退職手当条例（平成28年条例第51号）第23条第1項第1号の規定に基づき、退職手当支給制限処分（以下「本件処分」という。）を行った。

これに対し、審査請求人から、同月18日付けで、地方自治法（昭和22年法律第67号）第206条第1項の規定に基づく審査請求がなされたが、審査請求人の主張には理由がなく、当該処分に違法又は不当な点はないので、これを棄却する裁決をしたいから、同条第2項の規定により、議会の意見を求める。

記

1 審査請求人

札幌市南区在住者

2 審査請求に係る処分

札幌市立学校教育職員退職手当条例第23条第1項第1号の規定に基づく退職手当の全部を支給しないこととする処分

3 審査請求の要旨

平成31年1月25日付けで審査請求をしたとおり、懲戒免職処分は取り

消されるべきものであるから、本件処分はその要件を欠いており、違法なものである。

また、勤続報償、賃金の後払い及び退職後の生活保障という退職手当の法的性質を考慮すると、その全額の不支給は、長年の勤続の功労を抹消してしまうほどの著しく信義に反する行為があった場合に限られるべきである。

審査請求人の行為は、児童ポルノの所持（DVD-R 1枚）と単純かつ軽度で、社会的な影響は限定的であり、著名人の報道に接し違法行為の可能性を認識したもので未必的な範囲の限度にとどまっており、また、30年以上も誠実に勤務し懲戒処分を受けることもなかったこと、捜査機関による捜査等へ協力したこと等が全く考慮されていない。

したがって、処分庁が処分に当たって勘案すべき要素についてその評価を誤っているか、勘案すべき要素について全く勘案されていないことから裁量権の逸脱・濫用がある。

以上のとおり、本件処分は要件を欠き、又は裁量権の逸脱・濫用に当たり、取り消されるべきである。